

豊中市長様

陳述書（個人（法定代理人）用）			
陳述書作成日	年月日		
公売財産（売却区分番号）		第号	
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。			
1 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。			
2 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。（地方税法第334条、376条、463条の30、485条の6、616条、701条の21、701条の68、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第25条の2）			
陳述	<input type="checkbox"/>	本人は暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	本人は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等の申出をする者ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において本人に入札等の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等を申出させようとする者に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
入札者等			
本人	住所	〒一	
	フリガナ		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	年月日	
法定代理人	氏名		

※その他ご注意いただきたいこと

- 陳述書は公売財産（売却区分番号）ごとに別の用紙を用いてください。
- 公売財産（売却区分番号）欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 本用紙は、入札者等が個人の場合で、入札者等に法定代理人（未成年者の親権者など）がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法定代理人全員の記名押印が必要です。
- 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）並びに代理権を証する文書を添付して、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等をすることができません。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり正確に記載してください。
- 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。